

消防団員等福祉共済事業規程

平成26年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本消防協会（以下「本会」という。）定款（平成26年4月1日施行）第5条第1号及び第2号に規定する事業を行うため、同条第2項に規定する保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定の適用を受けて、同項に規定する特定保険業として認可を得た消防団員等福祉共済事業（以下「本共済」という。）の事業方法書及び契約約款の実施について必要な事項を定めるものとする。

(共済契約の締結の手続き)

第2条 事業方法書第8条第1項に規定する本共済の重要事項を記載した書面（以下「重要事項書」という。）は別に会長が定めるものとする。

- 2 事業方法書第8条第1項の規定により、本会の共済契約者になろうとする同第4条に規定する都道府県消防協会等（以下「県協等」という。）は、同第17条に規定する記載事項を記載した消防団員等福祉共済契約申込書（以下「契約申込書」という。）及び福祉共済加入申込消防団等一覧表に、次項に規定する加入申込書及び第4項に規定する加入者名簿を添付して本会に提出するものとする。
- 3 本共済に加入しようとする者は、県協等に対し、事業方法書第8条第2項に規定する消防団等、自主防災隊等又は県消防協会等（以下「消防団等」という。）毎に、消防団員等福祉共済加入申込書（以下「加入申込書」という。）により申し込むものとする。
- 4 前項の加入申込書には、消防団等毎に事業方法書第8条第1項に規定による加入者名簿を添付するものとする。
- 5 事業方法書第8条第2項の規定により消防団等毎に全員加入の場合は、前項の加入者名簿を省略することができるものとする。
- 6 本会は、事業方法書第8条第3項に規定する同第18条に規定する記載事項を記載した共済証券を第5条第1項第2号による掛金の払込があった後遅滞なく県協等に交付するものとする。

(脱退と補充加入)

第3条 事業方法書第9条第1項の規定により加入者が脱退する場合、県協等は、消防団員等福祉共済脱退者届（以下「脱退者届」という。）を本会に提出するものとする。

- 2 前項の脱退者届には、消防団等毎の消防団員等福祉共済脱退者名簿を添付するものとする。
- 3 事業方法書第9条第2項の規定により、脱退者に代わって補充加入する場合の手

続きは、前条第2項、第3項、第4項及び第6項に準じるものとする。

- 4 事業方法書第9条第3項の規定による消防団等毎に全員加入の場合、脱退者の後任として消防団員等になった者は、当該脱退者に代わって補充加入することができる。この場合、特に手続きは必要としない。

(加入者の同意の確認)

第4条 事業方法書第10条の規定により本共済に加入しようとする者（以下「加入予定者」という。）から、本共済への加入の同意を得るために行う本共済の重要事項書など本共済契約の内容の説明は次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 加入予定者に対し、第2条第1項に規定する本共済の重要事項書による説明

(2) その他適切な方法による説明

ア 本共済の別に会長が定める重要事項書を含むガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の消防団詰所等への掲載による周知

イ 重要事項書又はガイドラインによる研修会又は説明会等における説明

ウ その他適切な方法による説明

2 加入予定者の本共済への加入の同意の確認は次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 加入予定者が本共済への加入に同意する旨記名押印した文書の受領

(2) 加入予定者が本共済への加入に同意する旨は代表者が加入予定者を代表して表示することについて、その加入予定者の合意に基づいて、その代表者が記名押印した文書の受領

3 第1項の説明の方法及び第2項の確認の方法は、第2条第3項に規定する加入申込書に表示するものとする。

(掛金の払込)

第5条 事業方法書第13条に規定する本会に対する掛金の払込は、次の方法により金融機関等へ振り込むものとする。

(1) 消防団等は、消防団等毎の掛金を取りまとめ、消防団員等福祉共済掛金送金通知書（以下「送金通知書」という。）に加入者数及び掛金の送金額等必要事項を記入のうえ、第2条第3項に規定する加入申込書に添付して県協等に送付するとともに、県協等の管理する金融機関等に対して振り込むものとする。

(2) 県協等は、前号の消防団等毎の送金通知書を取りまとめ、本会に対して第2条第2項に規定する契約申込書に添付して申し込むとともに、本会の管理する金融機関等に振り込むものとする。

2 本会は、消防団等から掛金の払込請求書の提出を求められた場合、県協等を通して消防団員等福祉共済掛金請求書を消防団等に送付するものとする。

(県協等の共済契約申込み及び掛金の払込に関するその他の取扱い)

第6条 事業方法書第14条及び契約約款第18条に規定する県協等の共済契約申込み及び掛金の払込の猶予期間に関し、県協等又は加入予定者において特別な事情が

あり本会の承認を得た場合に限り、猶予期間を1か月間延長できるものとする。

(共済金の受取人)

第7条 契約約款第10条第2項第1号に規定する共済金の受取人である配偶者は、婚姻の届出をしていないが、加入者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含むものとする。

(共済金の請求)

第8条 契約約款第27条第1項に規定する共済金の支払い事由が生じたとき、加入者又は共済金の受取人からの通知に基づき県協等が本会に通知するのは、原則として加入者が公務により死亡し又は重度障害の状態と推定できる場合に限るものとし、死亡・重度障害事故報告書(速報)により通知するものとする。

2 契約約款第27条第2項に規定する支払事由が生じた共済金の受取人は、消防団員等福祉共済共済金支払請求書(以下「支払請求書」という。)に必要な事項を記入又は証明等を受けて県協等を通して本会に提出するものとする。

3 県協等は、前項に規定する支払請求書及び第9条に規定する支払請求書の添付書類を取りまとめ、消防団員等福祉共済共済金支払請求書等送付書を本会に提出するものとする。

4 その他支払請求に関し必要な事項は別に会長が定めるものとする。

(共済金の支払請求書の添付書類)

第9条 契約約款第10条に規定する共済金の受取人は、次の各号の区分により、前条第2項に規定する支払請求書に次の書類を添付するものとする。

(1) 契約約款第2条に規定する加入者が死亡したとき

ア 死亡診断書

イ 受取人であることを証明する戸籍謄本

(2) 契約約款第2条に規定する加入者が重度障害に該当したとき、又は、同第5条第1項に規定する加入者が障害の等級第3級から第12級までの状態に該当したとき

障害診断書

(3) 契約約款第3条に規定する加入者が公務により死亡したとき、ただし、次のウ及びエについては第1号の規定に基づき既に提出済みであるときは提出を要しない

ア 公務死亡を認定する機関が発行する公務認定書

イ 公務死亡の概況報告書

ウ 死亡診断書

エ 受取人であることを証明する戸籍謄本

(4) 契約約款第3条に規定する加入者が重度障害となったとき、又は、同第5条第3項に規定する障害見舞金が支払われる場合において、その原因が公務によるものであるとき、ただし、次のウについては第2号の規定に基づき既に提出済みであるときは提出を要しない。

ア 公務による障害であることを認定する期間が発行する公務認定書

イ 公務障害の概況報告書

ウ 障害診断書

(5) 契約約款第4条に規定する加入者が公務により死亡した場合、又は、重度障害の状態となった場合において、その加入者に未就学の被扶養者がいるとき被扶養者であることを証明する戸籍謄本

(6) 契約約款第6条に規定する加入者が事故又は疾病を直接の原因として入院したとき

入院証明書

2 前項第1号及び第3号に規定する加入者が死亡し、契約約款同第10条第2項に規定する順位に基づく同順位の受取人が二人以上であるときは、第1号及び第3号に規定する書類に加えて次の書類を添付するものとする。

ア 消防団員等福祉共済共済金分割支払請求書（以下「分割支払請求書」という。）

ただし、代表受取人に共済金の受け取りを委任する場合はその委任状

イ 第8条第2項に規定する支払請求書又はアに規定する分割支払請求書及び委任状に捺印した印の印鑑証明書

3 第7条に規定する事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを受取人とする場合は、その事実を確認できる書類を第8条第2項に規定する支払請求書に添付するものとする。

（共済金の請求および支払に関する管理）

第10条 本会は、契約約款第27条第3項から第8項までの規定を踏まえ、別に会長が定める福祉共済請求・支払管理簿を作成し、共済金の請求から支払までの経緯等を記録し管理するものとする。

（契約申込書等の様式）

第11条 第2条第2項に規定する契約申込書等、この規程の実施に必要な様式等は、別に会長が定める細則によるものとする。

（福祉共済取扱い事務費）

第12条 本会は、県協等に対し、消防団員等の本共済への加入及び加入者又は共済金の受取人からの共済金の請求等の取りまとめに係る費用等に対する取扱い事務費を支払うものとする。

2 前項に規定する取扱い事務費は、原則として加入1人当りを基準として、県協等事務費及び消防団等事務費に区分のうえ毎年度予算編成時に決定するものとする。

（福祉増進事業）

第13条 事業方法書第25条に規定する福祉増進事業は、毎年度の予算編成に当たり、福祉増進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し実施するものとする。

(福祉増進事業助成金交付要綱)

第14条 前条に規定する実施計画のうち、事業方法書第25条第2項に規定する都道府県消防協会（以下「県協」という。）に対して助成を行う事業に対する助成は、毎年度、別に会長が定める福祉増進事業助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）に基づき助成するものとする。

2 前項に規定する助成金交付要綱は、前年度3月末日までに県協に通知するものとする。

(大規模災害対策支援金交付要綱)

第15条 事業方法書第25条第1項第2号に規定する消防団の大規模災害活動に対する支援事業は、別に会長が定める大規模災害対策支援金交付要綱に基づき支援するものとする。

(福祉共済事業等運営委員会)

第16条 第13条に規定する福祉増進事業実施計画は、別に定める日本消防協会福祉共済事業等運営委員会規程に基づく同委員会の審議を経るものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 日本消防協会寄付行為施行細則第1条、第2条及び第4条は、平成26年3月31日付けをもって廃止する。

3 日本消防協会弔慰救済金給与規定、日本消防協会消防団員福祉共済制度規約、日本消防協会福祉対策事業実施規程、日本消防協会共済事業の助成及び還元に関する規程及び日本消防協会共済事業事務対策助成金交付要綱は、平成26年3月31日付けをもって廃止する。